

太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業補助金

募集要領

1 趣旨

この要領は、太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において使用する用語は、「太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業補助金交付要綱」において使用する用語の例による。

3 補助事業の要件

宮城県内で、新たな技術、既存技術の組み合わせ、又は新たな手法等により太陽光発電設備の導入（自己所有、P P A、ファイナンス・リース※1）を行う事業※2であって、次の各号のうちいずれかに該当する事業※3であること。

- (1) 太陽光発電設備に関する新規技術の活用（ペロブスカイト太陽電池、建材一体型太陽光発電設備（窓、壁）、縦置き太陽光パネル、軽量・フレキシブルパネル、ソーラーロード、太陽光搭載車両等）
- (2) 太陽光発電設備に関する既存技術の組み合わせ（太陽光発電設備とE Vカーシェアリング、E V車両、充電設備、リユース蓄電池、太陽熱・未利用熱等利用設備等との組み合わせ）
- (3) 太陽光発電設備の活用手法（集合住宅（賃貸又は分譲）・テナント（賃貸）施設・区分所有施設・農地・ため池・耕作放棄地等の未利用地における太陽光発電設備の導入、リユース太陽光パネル等）
- (4) その他、新規性のある事業

※1 P P A又はリース契約の場合、P P A又はリース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。なお、P P Aの場合であって、P P A事業者が県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の5分の4とすることができる。

※2 いずれも事業開始時点において法定耐用年数を経過していない設備であること。

※3 普及の初期段階（上市したがまだ普及していない段階、又は上市や社会実装が見込まれる段階）にある技術、製品、設備又は手法等を活用した事業であること。なお、実証的に導入する事業も含む。

4 補助事業者

太陽光発電設備を所有する県内事業者のうち、次の各号に掲げる要件を満たす事業者とする。ただし、P P A又はファイナンス・リースにより太陽光発電設備を導入する事業者にあつては、当該設備を所有し、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 法人その他の団体（地方自治体、国立大学法人、独立行政法人、地方3公社等を除く。）又は県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 要綱施行時から同要綱第4に係る交付申請書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- (4) 全ての県税に未納がないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

※複数事業・同時申請の取り扱いについて

1 者の申請者（フランチャイズを含む。）は、同じ公募期間内に複数の事業を申請した場合は、すべての申請を受理しない。また、同一年度において、2 度申請することはできない。

5 補助対象経費

区分	内容
補助対象経費 ※	設計費 事業の実施に直接必要な機械装置の設計費 ただし、過積載140%を超える分の太陽電池モジュール及びそれに付随する設備費を除く。
	設備費 事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに付随する設備費
	工事費 事業の実施に直接必要な工作物及び配電等の工事に必要な経費。ただし、既設工作物、設備等の撤去費を除く。
	諸経費 事業の実施に直接必要なその他経費。ただし、以下を除く。 (1) 特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に規定する特定契約をいう。）の申込みに係る電力工事負担金 (2) 代金の支払時などの振込手数料 (3) 各種申請書類作成費 (4) 動産保険料等 (5) 使用前自己確認に係る費用

※その他、知事が必要と認めるものについても補助対象経費とする。

6 補助要件等

区分	内容
補助額	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	20,000千円

[参考] 国又は市町村など他の補助金を併用する場合の取り扱い

・各補助対象設備について、国又は市町村など他の補助金の補助対象経費が県の補助対象経費と同一の場合、「補助対象経費に係る全ての補助対象経費の4/5を超えることは不可」とします。

7 自社製品等の調達がある場合

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に含まれる補助事業者の利益相当分を次のように取り扱う。

(1) 利益相当分対象となる調達先

補助事業者が以下の①から③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。

① 補助事業者自身

- ② 100%同一資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）

(2) 補助対象経費の取扱い

① 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額を除く。

③ 補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額を除く。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を別途用意し、提出すること。

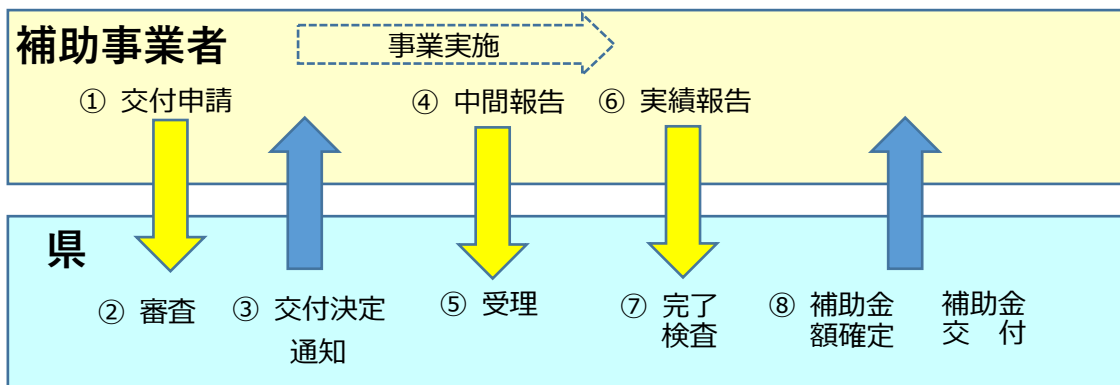
8 事業費の根拠となる参考見積書について

参考見積書については以下のとおり取り扱う。

- ・ 交付申請時に有効な見積書であること。
- ・ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- ・ 見積額が一定金額を超える設備等の場合は、県が見積書を発行した者に対して見積内容の確認等を行う場合があること。
- ・ 単価50万円（税抜き）以上の物品については2者以上による相見積もりの上、取得した全てを提出すること。2者以上から徴収できない、又は徴収する必要が無い場合（例：自動車など）は理由書（任意様式）を添付すること。
- ・ 見積書のすべての項目について、収支予算書の区分毎に作成する支出明細の項目番号（設備費1、工事費1、等）又は補助対象外の経費である旨を明記すること。

9 事務手続きの流れ

補助事業に係る手続きの流れは次のとおり。



(1) 補助事業の開始

補助事業者は、原則、県から交付決定を受けた後に、補助事業を開始（例：工事契約締結）するものとする。

(2) 実績報告及び額の確定

補助事業完了後は、実績報告書を下記の期日のいずれか早い日までに提出すること。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

実績報告書の提出	
①事業完了後30日を経過した日まで	
②補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の2月末日まで	

(3) 補助金の交付

補助金の額の確定後に、補助金を交付する。

10 審査項目・方法

次の審査項目について、書類審査及び審査会により選定する。

審査会においては要綱に定める事業概要資料に基づいて説明及び質疑応答を行う。なお、審査会の日程・詳細等については、別途通知する。

No.	審査項目	
1	先導性・モデル性	先進的な技術や手法を用いているか。また、県内全体への波及が期待されるか。
2	実現可能性	補助事業の内容について具体性があり、かつ効果的に補助事業の目的を達成できると認められるか。また、実績報告の期日までに無理なく確実に補助事業を遂行できる具体的なスケジュールとなっているか。
3	環境負荷低減	二酸化炭素排出削減量が根拠とともに具体的に示されており、その量は多いか。また「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の取組に方向性と合致する内容か。
4	地域貢献・地域活性化	地域貢献・地域活性化・県南産業振興など地域に裨益する内容であるか。
5	費用効率性	二酸化炭素排出削減量に対して、事業費用の割合は低い。

11 財産処分

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分（補助金の交付の目的に反して、譲渡、廃棄などの処分）しようとするときは、あらかじめ宮城県知事の承認を受ける必要がある。詳細は要綱第14条のとおりとする。

なお、財産処分制限期間経過後に当該設備等の廃棄を行う場合には、その時点の所有者の責任において適切に廃棄すること。

12 募集期間等

(1) 募集期間

令和8年5月29日（金）正午まで

(2) 提出方法

電子申請システム

<https://logoform.jp/form/GQGB/974973>

(3) 提出書類

区分	内容
補助金交付申請書 (※1)の添付書類	1 実施計画書(様式第1号別添1-1) 2 収支予算書(様式第1号別添1-2) 3 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号別添1-3) 4 自認書(様式第1号別添1-4) 5 事業概要資料 ・第7に定める審査会において事業概要の説明に使用するものであって、PowerPoint 又は PDF 形式で作成し、表紙等をあわせて10ページ以内とすること(レイアウト等は任意)。 ・別表6に定める審査項目のうち、No. 1、No. 2、およびNo. 3に対する具体的な説明を含む内容であること。 6 工程表 7 実施体制図(※2) 8 事業実施場所の位置図 9 導入設備の配置図、システム図 10 補助対象設備の仕様書類 11 想定発電量の算出根拠(メーカー等による発電シミュレーション等) 12 事業に関する参考見積書(※3) 13 直近1か年の決算書類(※4) 14 県税納税証明書(発行から3か月以内のもので、全ての県税(宮城県に対して納めるもの)に未納がないことを証明するもの)(※4) 15 法人にあつては履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、個人事業者にあつては住民票の写し(発行から3か月以内のもの)及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面(事業所得に係る納税通知書の写し等)(※4) 16 法人にあつては会社概要(会社案内のパンフレット又はWebページのPDFデータ等)。個人事業者にあつては営む事業の概要(任意様式)(※4) 17 設備設置承諾書(参考様式)(※5) 18 PPA、ファイナンス・リースに関する契約書の案(※5 ※6) 19 関係法令等手続状況報告書(別紙1) 20 その他知事が特に必要と認めるもの

※1 PPA及びファイナンス・リースに該当する場合(ファイナンス・リースした設備をPPAに活用する場合等)は、補助事業者以外のPPA事業者、ファイナンス・リース事業者又は需要家を共同申請者として申請書に明記すること。

※2 PPA又はファイナンス・リースの場合、PPA事業者及びファイナンス・リース事業者も体制図に明記すること。

※3 単価50万円(税抜き)以上の物品については2者以上による相見積もりを実施し、取得した全ての書類を提出すること。2者以上から徴収できない、又は徴収する必要が無い場合(例:自動車など)は理由書(任意様式)を添付すること。また、見積書のすべての項目について、収支予算書の区分毎に作成する支出明細の項目番号(設備費1、工事費1、等)又は補助対象外の経費である旨を明記すること。

※4 PPA又はファイナンス・リースの場合、電力使用者(需要家)分と併せて、PPA事業者又はファイナンス・リース事業者分についても提出すること。

- ※5 P P A、ファイナンス・リース、又は申請者と設置場所の所有者が異なる場合に提出すること。なお、設備設置承諾書については設置場所の所有者、P P A、ファイナンス・リースに関する契約書の案については電力使用者（需要家）から承諾を受けたものを提出すること。また、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明する内容となっていること。
- ※6 P P A又はリースの場合、別表1に定める補助金額相当分の控除をしていることを証明できる内容とすること。なお、P P A及びファイナンス・リースのいずれにも該当する場合（ファイナンス・リースした設備をP P Aに活用する場合等）は、P P Aの契約書及びファイナンス・リースの契約書のいずれも提出すること。

1 3 問い合わせ先

- ・宮城県環境生活部環境政策課 環境産業振興班
- ・電 話／F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 6 8 3 / 0 2 2 - 2 1 1 - 2 6 6 9
- ・電子メール : kankyoeip@pref.miyagi.lg.jp